

全ト協取次事業

(公益社団法人全日本トラック協会) 令和3年度準中型免許取得助成事業 交付要綱

令和3年4月1日制定
一般社団法人東京都トラック協会

(目的)

第1条 一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が定める「準中型免許取得助成金交付要綱」に基づき、少子高齢化に対応した若年労働者を確保するため、準中型免許の取得助成事業を実施する。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる経費は、準中型免許の取得のために指定自動車教習所等で係る費用とする。

(助成額)

第3条 助成金は、東ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）が「令和3年度準中型免許取得助成事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に定める要件を満たす従業員に準中型免許を取得させた場合に限り、①準中型免許の新規取得、及び普通免許取得後の取得に対しては4万円を上限とし、②5トン限定準中型免許の限定解除に対しては2万5千円を上限として、1事業者あたり合計20万円を上限として交付する。ただし、別途国や東ト協等からの助成金が交付されている場合に、本助成金との合計額が指定自動車教習所等がかかった費用を上回る場合には、助成額を減額又は交付しない。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、実施要領に定める期間内に実施要領に定める提出書類を、東ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第5条 東ト協は、前条に基づき会員事業者より実績報告及び助成金の請求があったときはその報告を審査し、条件に適合すると認めるときはその内容に基づき全ト協に対して助成金の請求をし、東ト協への入金の実施次第、速やかに会員事業者へ助成金を交付する。

(助成金の交付取り消しと返還)

第6条 会員事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、東ト協は助成金の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、又は本要綱及び実施要領に違反したとき

2 前項の場合において、当該取り消しに係る助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、東ト協は会員事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、東ト協が別に実施要領を定める。

(附 則)

本要綱は令和3年4月1日より施行する。